

医療 DX 推進体制に関する説明事項

当ステーションでは、より質の高い看護の提供を目指し、医療 DX 推進体制を整えております。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

<目的について>

オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

<個人情報の取り扱いについて>

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

<資格情報の提供について>

資格情報の提供は、患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

より質の高い医療提供のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年10月22日
訪問看護ステーションなないろ
管理者 駒牧 美香